

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

申立期間について、国民年金未納期間との回答をもらった。しかし、国民年金保険料は町内会の人が集金に来て、私の母が家族の保険料を納付していた。その母の申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、私の申立期間も納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、申立人と同居し、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和36年4月に国民年金被保険者資格を取得してから60歳到達までの国民年金加入期間について、保険料を全て納付しており、その母親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間については、申立人、申立人の妻及び弟の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の母親が、当該期間に係る保険料について、母親自身、申立人の妻及び弟の保険料を納付済みであるにもかかわらず、長男である申立人の保険料のみを未納とするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間については、申立人の母親が、一緒に納付していたとする申立人の妻は未納期間、申立人の弟は未加入期間となっている上、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢で病気のため、当時の納付状況について供述を得ることはできず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年10月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、26年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年10月10日から26年10月1日まで
申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、私はA社に昭和21年4月15日に入社し、同社が適用事業所となる23年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社を退社したのは26年9月30日であったと記憶していることから、被保険者資格の喪失日は同年10月1日になるはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D県で保管しているD県職員人事記録から、申立人が昭和21年4月15日にA社に入社し、26年9月30日に同社を退社したことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、A社において昭和23年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年10月10日に資格喪失していることが確認できるものの、同社C事務所におけるオンライン記録は確認できない。

一方、A社C事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名

簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 25 年 10 月 10 日と記載されていることが確認できるところ、資格喪失日は記載されておらず、同社同事務所を管轄していた E 社会保険事務局（現在は、日本年金機構 F 事務センター）は、「同社同事務所の全喪年月日が記載された資料、申立人の資格喪失年月日が記載された資料は無い。」と回答している。

また、A 社 C 事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が名前を挙げた元同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 26 年 6 月 1 日と記載されているものの、申立人と同様に資格喪失日が記載されていないところ、当該元同僚は、「私は補助的な仕事だったので、厚生年金保険には加入していなかったと思っていたが、申立人は G 業務で正社員だったので、厚生年金保険に加入になっているはずだと思う。」と供述している。

さらに、A 社 C 事務所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から名前の確認できる 20 人のうち、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が確認できないにもかかわらず、オンライン記録では、資格喪失日が記録されている者が 10 人いることなどから、当時の社会保険事務所における記録管理が不適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 10 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、26 年 10 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、A 社 C 事務所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から確認できる資格取得時の標準報酬月額の記載から 4,500 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から53年7月まで

私の国民年金は、私が20歳の時、母親が、A町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も昭和53年*月に死亡するまで納付してくれており、そのため私は、C県のD社で働いて母親に仕送りをしていた。私は母から、母自身と私の保険料をきちんと納めていたと聞いており、申立期間が未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金は、私が20歳の時、母親が、加入手続をし、国民年金保険料も昭和53年*月に死亡するまで納付していた。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61年5月21日に払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと推認される上、オンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、「母親が、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していた。」と主張しているものの、申立人の母親は他界しており、証言を得ることができない上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、「私は母から、母と私の国民年金保険料をきちんと納めていたと聞いている。」と主張しているものの、亡き母親も国民年金

の加入記録が無く、国民年金に加入した形跡も見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の亡き母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 9 月 26 日まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間において、A社B工場で季節労働者として勤務していた。一緒に出稼ぎした夫と元同僚には厚生年金保険加入記録があるにもかかわらず、私の加入記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係る厚生年金保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人が申立期間頃、A社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を記憶している元同僚6人のうち、男性4人の厚生年金保険の加入記録は確認できるものの、女性二人の加入記録は確認できないところ、当該女性のうち一人は、「出稼ぎだから、厚生年金保険に加入していないと思っていた。」と供述している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から連絡の取れた元従業員10人のうち、8人は、「全ての従業員が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」とし、二人は、「女性主体の工場であった。男女同様の仕事をしていたので、申立人も厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言しているものの、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した27人のうち、男性が25人、女性は二人であり、その証言とは符合しない。

さらに、当該事業所は昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 20 日から 44 年 8 月まで

申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、被保険者として記録されていない旨回答を受けた。

私は、申立期間についてはA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を記憶している元同僚5人のうち、一人は死亡しており、他の4人は個人を特定することができないことから、申立内容を裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から連絡の取れた8人の元従業員は、「厚生年金保険の取扱いについては知らない。」と回答し、うち一人は、「私は、自分から厚生年金保険に加入させてくれるようお願いした。A社では、厚生年金保険に加入していない人がいると聞いたことがある。」と供述している。

さらに、当該事業所は平成15年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は、「私は当時、事業主であったが、事務的事項については一切関与しておらず回答できない。」と回答していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、B健康保険組合では、「関係資料については、保存期間を経過しており確認することができない。」と回答している。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 12 日から 40 年 12 月 21 日まで
② 昭和 41 年 5 月 25 日から 42 年 8 月 29 日まで
③ 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A社ではアルバイトだったので厚生年金保険に加入していたことを知らなかったが、B社に勤務したとき、社長に「厚生年金保険は老後のために大事なものだ。」とよく言われていたので、老後にならなければ支給されないと思っており、脱退手当金があることを知らなかった。

社会保険事務所（当時）に年金の受給手続きに行ったときに、初めて脱退手当金のことを知った。私は、脱退手当金の受給手続きをした記憶がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱C」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の全てに係る厚生年金保険被保険者期間は同じ厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当該事業所の資格喪失日以前の全ての被保険者期間を基礎に支給決定されていることから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、C年金事務所には申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されていることから、申立人に対して脱退手当金が支給されたものとするのが妥当である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を

受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 47 年 9 月 15 日まで
申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、脱退手当金を受領しているとの回答だった。しかし、A社を退職したのは夫の転勤があったため、脱退手当金の手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受領していない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱B」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年11月21日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人はA社を昭和47年9月15日に退職後、50年11月に国民年金に任意加入しているが、国民年金保険料を一度も納付することなく、51年10月に資格喪失し、61年4月に第3号被保険者として国民年金に加入するまでの約10年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。